公衆浴場に係る基準の見直しの方向性(案)

1 男女混浴の年齢制限について

区分	内 容
現行の基準	○「8歳以上」の男女の混浴を制限しています。
問題点	○現在の社会状況に対して適切な基準となっているか。
見直しの 方 向 性	○「小学校入学後」の男女の混浴を制限することとします。

2 貸切風呂における男女混浴の扱いについて

区分	内 容
現行の基準	○グループや家族に対して浴室を貸し出す貸切風呂については、着衣のない男女混浴を認めていません。
問題点	○風紀上の観点からの規制であるが、過度な規制となっていないか。
見直しの 方 向 性	○貸切風呂での着衣のない男女混浴は、「家族」での利用に限り認め、 営業者の負担とならない方法で家族である旨の確認を行ってもらうこ ととします。

3「普通公衆浴場」と「その他の公衆浴場」の基準について

<本市における「普通公衆浴場」と「その他の公衆浴場」の比較>

区分	普通公衆浴場	その他の公衆浴場	
定義	温湯、潮湯又は温泉を使用して、 男女各1浴室に同時に多数人を入浴 させる公衆浴場であって、日常生活 において保健衛生上必要な施設	普通公衆浴場以外の公衆浴場	
施設の例	スーパー銭湯、岩盤浴、 ・ サウナ主体の施設		
構造設備等 の基準	同		
入浴料金	物価統制令の適用あり (愛知県知事により入浴料金の上限 額が指定されています。)	自由価格	
行政による 助成制度等	あり	なし	

(1)「普通公衆浴場」の基準について

	(「)「普通公茶浴場」の基準について				
区 分		内 容			
現行の基準	○構造設備等の基準が「 す。	その他の公衆浴	<u></u> 3場」と同-	一の基準とな	っていま
問題点	○「普通公衆浴場」は行 め、構造設備等の基準 を図る必要があります	を明確にし、「			
	「普通公衆浴場」は物価 り、日常生活において保 ことを明確にする基準を	健衛生上必要な			
見方の性	①娯楽やレジャー等を 目的とする「その他 の公衆浴場」は施設 が大型化する傾向に あることから、「普	下駄箱 受付	女 脱衣室	女 浴室	屋外フ
	通公衆浴場」の <u>施設</u> <u>全体の面積</u> には上限 を設けます。	お食事処	男脱衣室	男浴室	露天屋外
	②「普通公衆浴場」は 入浴が主目的の施設 であることから、施 設全体のうち <u>入浴施</u> 設(脱衣室・浴室・	下軟箱	女 脱衣室	女浴室	屋外フ
	<u>露天風呂)</u> の割合の 基準を設けます。	お食事処	男脱衣室	男浴室	露天 屋外
	③「普通公衆浴場」は 日常生活において保 健衛生上必要な入浴 機会の提供を目的と していることから、	出入口 下駄箱 受付	女 脱衣室	サウナ 水風呂 女 浴室 温泡	屋外フ
	温浴槽(露天風呂の温湯を含む)と付帯設備(サウナ室・水風呂)の面積比の基準を設けます。	お食事処	男脱衣室	男 浴室 サウナ 水風呂	露天 (温湯) 屋外

(2)「その他の公衆浴場」の基準について

区分	内 容
現行の基準	○原則として男風呂と女風呂をそれぞれ設けなければならず、洗い場や 浴槽等の面積に下限値を設けています。
問題点	○現行の基準が、男性専用施設や女性専用施設、小規模な施設などの新 たな営業形態に十分に対応できていません。
見直しの 方 向 性	○男風呂と女風呂をそれぞれ設けなければならない基準と、洗い場や浴槽等の面積の下限値を削除します。

4 衛生措置の基準について

区分	内 容
現行の基準	○水風呂に対する衛生措置の基準がなく、浴槽の湯等に対する衛生措置 についても条例で定めていない事項が多くあります。
問題点	○衛生措置が不十分であると、感染症による健康被害が発生するおそれ があります。
見直しの 方 向 性	○水風呂に対する衛生措置の基準を新たに設けるとともに、浴槽の湯等 に対するレジオネラ属菌等の衛生措置についても必要な基準を条例に 定めます。

5 旅館業における共同浴場の基準について

区分	内 容
現行の基準	○旅館業の施設に設置された共同浴場については、公衆浴場の基準とは 別に、「名古屋市旅館業法の施行等に関する条例」において基準を設 けています。
問題点	○公衆浴場の基準と同様、水風呂等に対する基準がないため、感染症発生のリスクが懸念されます。
見直しの 方 向 性	○公衆浴場の基準と同様の見直しを行います。